

1基礎情報

①施設名

認定こども園札幌市子ども未来

②所在地

札幌市

中央

区

南1条東1丁目

③整備区分

新設

☒幼稚園からの移行

☐保育所からの移行

④現在運営している施設の認可年月日

平成

5

年

4

月

1

日

⑤開設・移行（予定年月日）

令和

7

年

4

月

1

日

※幼稚園又は保育所からの移行の場合入力

2運営内容等

①利用定員

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号				60人	70人	70人	200人
2・3号	5人	5人	5人	8人	8人	9人	40人
合計	5人	5人	5人	68人	78人	79人	240人

②学級編制（3歳以上に係る学級に限る）

	3歳	4歳	5歳	合計
学級数	2学級	3学級	3学級	8学級
1学級あたりの園児数	34人	26人	27人	

3職員

①園長等

資格

☒保育士登録があり、かつ、教諭免許状（専修又は1種）を保有（以下「両資格保有」）し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者。

☐上記と同等の能力を有すると法人が認める者（以下「資格保有同等」）

勤務状況

☒専任

☐兼任

兼任の場合兼ねる職名

②教育・保育従事者（学級担任含む）

※経過措置期間中のため、保育士資格又は幼稚園教諭免許どちらか一方を保有している者でも可

	配置数		勤務時間		常勤換算値 A	配置基準 B
	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
保育教諭等	15人	7人	160時間	600時間	19人	16人

※勤務時間の欄で、常勤は1人当たりの月総勤務時間、非常勤は全員の月総勤務時間を入力

③学級担任（3歳以上に係る学級に限る）

	配置数	必要最低配置数
保育教諭等	8人	8人

●黄色のセルに必要事項を入力してください。

●ドロップダウンリストが表示される項目は、リストから選択して入力してください。

●数字は全て単位入力不要です。数字のみ入力してください。

●1①「施設名」を入力すると、2以下の項目の適否欄が表示されます。
適否の内容は当該項目に入力した内容で変化します。実態に応じて各項目を漏れなく入力してください。

●適否欄が「否」と表示された場合は、認可基準を満たしていないため、記載内容に誤りがないかどうか十分に確認をお願いします。

●満3歳児クラスを設定する場合は3歳の欄に計上してください。

●「勤務時間」の欄は、当該職種において非常勤職員を配置する場合のみ入力してください。
・「常勤」：当該職種の常勤職員1人の1月あたりの勤務時間
・「非常勤」：当該職種の非常勤職員全員の1月あたりの勤務時間の合計

※当該職種において非常勤職員を配置する場合は、当該職種において常勤職員を配置しない場合でも、常勤職員の勤務時間を入力してください。

※常勤職員1人の1月あたりの勤務時間とは、法人の勤務規程等で定める時間としてください。

1/3

④ 調理業務従事者

給食提供方法	
☐	調理員直接雇用による自園調理
	調理業務委託による自園調理
	連携施設等からの搬入

※1号認定こどもへの給食を外部搬入する場合は、2・3号認定こどもへの給食提供方法についてのみ記載すること。

	配置数		勤務時間		常勤換算値	配置基準
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	A	B
調理員	2人	2人	160時間	160時間	3人	1人
栄養士						0人

※勤務時間の欄で、常勤は1人当たりの月総勤務時間、非常勤は全員の月総勤務時間を入力

適

保育定員に応じて必要な調理員が配置されているか。

調理業務を委託する場合は栄養士（又は管理栄養士）が配置されているか。

⑤ 学校医等（嘱託等している場合は○）

嘱託の有無					
☐	学校医	☐	学校歯科医	☐	学校薬剤師

適

医師、歯科医師、薬剤師に嘱託しているか。

※認定こども園については、嘱託薬剤師の配置も必須となります。

4 設備

適否

審査事項

① 園舎の面積

	園舎の面積に関する移行特例を適用			※貴施設の場合移行特例は適用できません
基準面積				実面積
A	320㎡+100㎡×（学級数－2）	=	920.00㎡	和 962.90㎡ 1120.00㎡
B	2歳の園児×1.98㎡	=	9.90㎡	
C	2歳未満の園児×3.3㎡	=	33.00㎡	

適

年齢別の定員、学級数に応じて必要な園舎面積を有しているか。

② 園庭の面積

	園庭の面積に関する移行特例を適用			
基準面積 (A1とA2はいずれか大きい面積を計上)				実面積
A1	400㎡+80㎡×（学級数－3）	=	800.00㎡	和 816.50㎡ 900.00㎡
A2	3歳以上の園児×3.3㎡	=	742.50㎡	
B	2歳の園児×3.3㎡	=	16.50㎡	

適

年齢別の定員、学級数に応じて必要な園庭面積を有しているか。

③ 満2歳未満の園児に係る乳児室及びほふく室の面積

保育室等の種類	基準面積		実面積
乳児室	0歳の園児×3.3㎡	=	16.50㎡ 50.00㎡
ほふく室	1歳の園児×3.3㎡	=	16.50㎡ 50.00㎡

適

各室ごとの面積が条例に規定する基準以上確保されているか。

④ 満2歳以上の園児に係る保育室又は遊戯室の面積

	保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用				
保育室等の種類	基準面積		実面積		
保育室又は遊戯室	2歳以上の園児×1.98㎡	=	455.40㎡	保育室	521.30㎡
				遊戯室	250.40㎡
				合計	771.70㎡

適

各室ごとの面積が条例に規定する基準以上確保されているか。

●移行特例の適用について
移行特例とは、保育所から移行する場合、認定こども園の本則上の基準ではなく、現在の保育所基準のまま移行が認められてい
る特例です。「適用なし」で面積基準を満たせない場合は「適用あり」を選択してください。
※平成30年4月1日以降に認可された保育所の場合、移行特例の適用は受けられません。

●実面積は各室面積表及び平面図に記載している面積と必ず一致させてください。

⑤ 調理室の設置 <table><tr><td>☐ 調理室を設置</td><td>☐ 設置なし（調理設備を設置）</td></tr></table> ※保育室の設置階が3階以上の場合、以下も入力すること。 <table><tr><td>☐</td><td>調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。</td></tr><tr><td>☐</td><td>スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。</td></tr><tr><td>☐</td><td>調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。</td></tr></table>		☐ 調理室を設置	☐ 設置なし（調理設備を設置）	☐	調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。	☐	スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。	☐	調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	適	調理室（調理設備）を設置しているか。																								
☐ 調理室を設置	☐ 設置なし（調理設備を設置）																																		
☐	調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。																																		
☐	スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。																																		
☐	調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。																																		
⑥ その他の必置設備の設置（設置する場合は○） <table><tr><td>☐ 職員室</td><td>☐ 保健室（職員室内の静養スペースも可）</td></tr><tr><td>☐ 便所</td><td>☐ 飲料水用設備</td></tr><tr><td>☐ 手洗い用設備</td><td>☐ 足洗い用設備</td></tr></table>		☐ 職員室	☐ 保健室（職員室内の静養スペースも可）	☐ 便所	☐ 飲料水用設備	☐ 手洗い用設備	☐ 足洗い用設備																												
☐ 職員室	☐ 保健室（職員室内の静養スペースも可）																																		
☐ 便所	☐ 飲料水用設備																																		
☐ 手洗い用設備	☐ 足洗い用設備																																		
⑦ 建物の種類・構造等 <table><tr><td>☐ 耐火建築物</td><td>建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物</td></tr><tr><td>☐ 準耐火建築物</td><td>建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当する準耐火建築物を除く。)</td></tr><tr><td>☐ その他</td><td></td></tr></table> ※保育室等の設置階が3階以上の場合、以下も入力すること。 <table><tr><td>☐</td><td>壁及び天井の室内に面する部分の仕上りが不燃材料で行われている。</td></tr><tr><td>☐</td><td>カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されている。</td></tr></table>		☐ 耐火建築物	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物	☐ 準耐火建築物	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当する準耐火建築物を除く。)	☐ その他		☐	壁及び天井の室内に面する部分の仕上りが不燃材料で行われている。	☐	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されている。	⑧ 保育室等の設置階 <table><tr><td>①</td><td>1階</td></tr><tr><td>②</td><td>2階</td></tr><tr><td>③</td><td></td></tr><tr><td>④</td><td></td></tr></table>	①	1階	②	2階	③		④		適	保育室等を2階以上の階に設置する場合は、耐火建築物であるか。 ※開園日がH27.3.31以前であり、既存施設を用いて保育所から移行する場合のみ、準耐火建築物（イ準耐）でも可。 保育室等を3階以上の階に設置する場合は、壁等について必要な基準を満たしているか。													
☐ 耐火建築物	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物																																		
☐ 準耐火建築物	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当する準耐火建築物を除く。)																																		
☐ その他																																			
☐	壁及び天井の室内に面する部分の仕上りが不燃材料で行われている。																																		
☐	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されている。																																		
①	1階																																		
②	2階																																		
③																																			
④																																			
⑧ 転落防止用設備 <table><tr><td>☐</td><td colspan="3">保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する次の設備が設けられている。</td></tr><tr><td>1階</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2階</td><td>転落防止柵</td><td></td><td></td></tr></table>		☐	保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する次の設備が設けられている。			1階				2階	転落防止柵																								
☐	保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する次の設備が設けられている。																																		
1階																																			
2階	転落防止柵																																		
⑨ 警報・通報設備 ※保育室等の設置階が3階以上の場合、入力すること。 <table><tr><td>☐</td><td>非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている。</td></tr></table>		☐	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている。	適	保育室等を3階以上の階に設置する場合に、警報設備等が設置されているか。																														
☐	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている。																																		
⑩ 避難用設備等 <table><tr><td>☐</td><td colspan="3">次の施設及び設備が避難上有効な位置、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられている（3階以上に保育室を設置する場合）</td></tr><tr><td rowspan="2">1階</td><td>常用</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>避難用</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2">2階</td><td>常用</td><td colspan="2">屋内階段</td></tr><tr><td>避難用</td><td colspan="2">屋外階段</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>常用</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>避難用</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>常用</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>避難用</td><td colspan="2"></td></tr></table>		☐	次の施設及び設備が避難上有効な位置、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられている（3階以上に保育室を設置する場合）			1階	常用			避難用			2階	常用	屋内階段		避難用	屋外階段			常用			避難用				常用			避難用			適	保育室等を2階以上の階に設置する場合に必要な、常用、避難用の施設又は設備が設置されているか。 また、保育室等を3階以上の階に設置する場合は、これらの施設又は設備が避難上有効な位置等に設けられているか。
☐	次の施設及び設備が避難上有効な位置、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられている（3階以上に保育室を設置する場合）																																		
1階	常用																																		
	避難用																																		
2階	常用	屋内階段																																	
	避難用	屋外階段																																	
	常用																																		
	避難用																																		
	常用																																		
	避難用																																		

●「保育室等の設置階」の欄は、①～④の右側のセルに、保育室等を設置する階を入力してください。
※保育室等を設置しない階は入力不要です。

例) 1階及び3階に保育室等があり、2階には職員室があるが保育室等はない場合
→①欄に1、②欄に3 と入力

●⑧保育室等の設置階で入力した階数に応じた、転落防止用設備を入力してください。
※2階以上に保育室を設置しない場合は入力不要です。
※転落防止設備は「転落防止柵」等具体的な設備名称を記載してください。

●⑩保育室等の設置階で入力した階数に応じた、避難用設備等を入力して下さい。
※2階以上に保育室を設置しない場合は入力不要です。

●リスト中「屋内避難階段(※)」は『札幌市児童福祉法施行条例』第181条第7号イの表中、2階～4階の避難用(1)の設備に係る、各ただし書きの要件を満たす設備である場合に選択してください。